

質 問 回 答

2016 年 11 月 7 日

「ヨルダン国北部シリア難民受入地域における廃棄物処理機材整備計画」

(公示日:2016 年 10 月 26 日/公示番号:160830)について、いただいたご質問と回答は以下のとおりです。

通番 号	当該頁項目	質問	回答
1	仕様書 13 頁目、「①当初要請内容に <u>施設：最終処分場、最終処分場内セル、中継基地</u> 」とあり、仕様書 15 頁目の (10) 無償資金協力事業の本体実施工程について、「本体事業の調達計画及び中継基地への機材据え付け工事計画の立案にあたっては、」とあり、仕様書 21 頁目の脚注 2、3 に、「完成予想図含む」とある。	仕様書 14 頁目の 3. 業務の目的は、「協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。」とあり、仕様書 12 頁目の (3) 成果には、「ヨルダン北部地域において廃棄物運搬及び最終処分場運営の効率化を図るために <u>必要な機材</u> が整備される。」とある。 施設建設に関わる概略設計と概略事業費の積算は、本調査業務に含まれるのでしょうか？	本プロジェクトでは、据え付けの必要ない機材（廃棄物運搬用トレーラーやエクスカベーター）と、13 頁目 (6) 関連環境・機関にあるように UNDP が現在建設中である中継基地への据え付け工事が必要となる機材を想定しています。 よって機材調達のみを想定しており、施設建設に係る積算は本調査に含まれません。
2	仕様書 13 頁目、「①当初要請内容に機材： <u>ゴミ収集コンパクト、ゴミ箱</u> 」とあり、仕様書 15 頁目の (10) 無償資金協力事業の本体実施工程について、「本計画では、 <u>廃棄物収集車</u> やエクスカベーターなど性質や用途の異なる複数の機材の調達を想定しており」とある。	仕様書 14 頁目の 3. 業務の目的は、「協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。」とあり、仕様書 12 頁目の (2) 事業目標には、「ヨルダン北部地域において <u>中継基地及び最終処分場運営体制</u> が改善される。」とある。	現在は、外交ルートを通じた正式要請はヨルダン政府から出されておらず、廃棄物所掌機関であるヨルダン自治省から在ヨルダン日本大使館、JICA ヨルダン事務所へ要請機材のリストが提出されるに留まっています。 本仕様書の中で示した当初要請については上記要請リストに基づくものであり、本計画では中継基地及び最終処分場への機材のみを対象としてヨルダン側に説明しています。

		<p><u>ゴミ収集コンパクター</u>（ヨルダン側の要請は明らかに1次収集用の収集車である。）、<u>ゴミ箱及び廃棄物収集車</u>は、中継基地及び最終処分場運営に関わる機材ではないが、本調査業務に含まれるのでしょうか？</p>	
3	<p>仕様書 20 頁目、7. 成果品等の (11) <u>進捗報告書</u>。</p>	<p>進捗報告書について、その提出時期と含むべき内容はどのようなものなのでしょうか？</p>	<p>(11) 進捗報告書と(12) Project Monitoring Report Ver.0 は同一のものです。失礼いたしました。</p>

以上